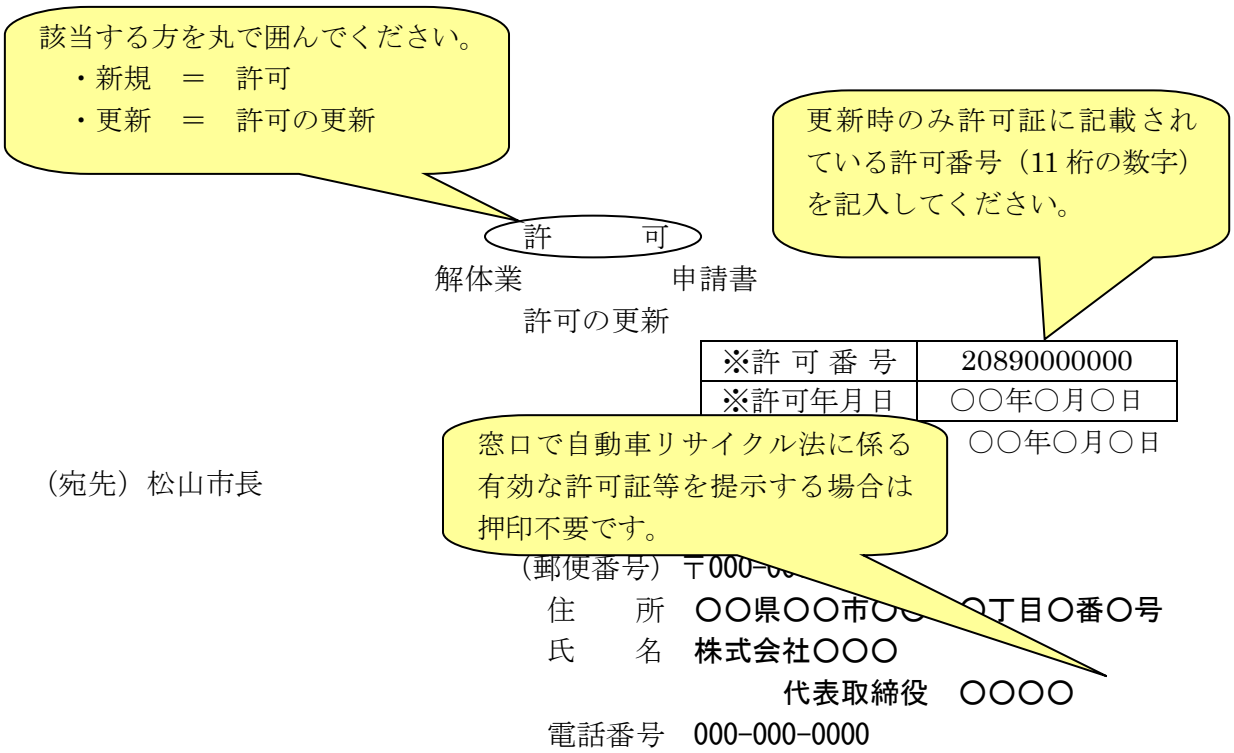

使用済自動車の再資源化等に関する法律第６１条第１項の規定により、必要な書類を添えて解体業の許可を申請します。

事業所の名称及び所在地		
名　称	株式会社○○○　○○営業所	
所在地	〒000-0000 愛媛県松山市○○町○丁目○番○号 ℡　000-000-0000	
名　称	株式会社○○○　◇◇営業所	
所在地	〒000-0000 愛媛県松山市◇◇町◇丁目◇◇番地◇ ℡　000-000-0000	
名　称	株式会社○○○　△△営業所	
所在地	〒000-0000 愛媛県松山市△△町△△△番地 ℡　000-000-0000	
事業の用に供する施設の概要	別紙のとおり	
他に解体業又は破砕業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合にあっては、その許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）	都道府県・市名	許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）
	1. ○○県 2. □□市	破砕業　H17.1.1　許可 解体業　H20.7.1　申請中
他に廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合にあっては、その許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）	都道府県・市名	許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）
	1. ○○県 2. □□市	第00000000000号（収集運搬） 第00000000000号（収集運搬） 第00000000000号（中間処分）
解体業を行おうとする事業所以外の場所で使用済自動車又は解体自動車の積替え又は保管を行う場合には、当該場所の所在地、面積及び保管量の上限	株式会社○○○　●●作業場 愛媛県松山市●●町●丁目●番●号 保管場所面積：○○㎡ 保管量の上限：使用済自動車○○台	

役員の氏名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。法人である場合に記入すること。）

（ふりがな） 氏　　名	役職名	住　　所
ふりがな ○○　○○	代表取締役	○○県○○市○○町○丁目○番○○号
ふりがな ○○　○○	取締役	○○県○○市○○町○○番地○
ふりがな ○○　○○	取締役	○○県○○市○○町○○○番地

令第５条に規定する使用人の氏名及び住所（当該使用人がある場合に記入すること。）

（ふりがな） 氏　　名	役職名	住　　所
ふりがな ○○　○○	○○営業所長	○○県○○市○○町○丁目○番○○号
ふりがな ○○　○○	◇◇営業所長	○○県○○市○○町○○番地○
ふりがな ○○　○○	△△営業所長	○○県○○市○○町○○○番地

法定代理人の氏名及び住所（未成年者である場合に記入すること。）

（ふりがな） 氏　　名	住　　所
ふりがな ○○　○○	○○県○○市○○町○丁目○番○○号

発行済株式総数の１００分の５以上の株式を有する株主又は出資の額の１００分の５以上の額に相当する出資をしている者（法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるときに記入すること。）

（ふりがな） 氏名又は名称	住　　所	保有する株式の数 又は出資の金額
ふりがな ○○　○○	○○県○○市○○町○丁目○番○号	２００株
ふりがな ○○　○○	○○県○○市○○町○○番地○	１００株
ふりがな 株式会社△△△	○○県○○市○○町○丁目○番○号	１５０株
ふりがな 有限会社◇◇◇	○○県○○市○○町○○番地○	１５０株

標準作業書の記載事項	
使用済自動車及び解体自動車の保管の方法	保管場所の範囲を明確にし、保管規準を遵守して保管する。積み重ねる場合は整然と行う。事故車等で油漏出のおそれがある場合は保管前に油を抜き取る。
廃油及び廃液の回収、事業所からの流出の防止及び保管の方法	解体作業場（もしくは燃料抜取場所）で実施する。 漏出した廃油等は作業場に設置した溜め枡で回収する。 場内排水の終末に油水分離槽を設置する。
使用済自動車又は解体自動車の解体の方法（指定回収物品及び鉛蓄電池等の回収の方法を含む。）	解体作業及び指定回収物品、事前回収物品は作業手順書により実施する。
油水分離装置及びためます等の管理の方法（これらを設置する場合に限る。）	油水分離槽・溜め枡は定期的に清掃を行い、適切に管理する。
使用済自動車又は解体自動車の解体に伴って生じる廃棄物（解体自動車及び指定回収物品を除く。）の処理の方法	産業廃棄物保管場所に一時保管し、許可業者に委託して処分する。
使用済自動車又は解体自動車から分離した部品、材料その他の有用なものの保管の方法	保管場所を設け、雨に濡れない場所で油等の漏出がないよう適切に保管する。
使用済自動車及び解体自動車の運搬の方法	自社の運搬車輌で飛散流出のないよう廃棄物処理基準を遵守して運搬する。運搬を委託する場合は廃棄物処理法の許可業者に委託する。
解体業の用に供する施設の保守点検の方法	定期的に点検を行い、破損等がある場合は直ちに補修し、適切に管理する。
火災予防上の措置	燃料抜取場所及び燃料保管場所は火気厳禁とする。 消火器を設置する。
△手数料欄	

備考　1　△印の欄は、記入しないこと。

2　※印の欄は、更新の場合に記入すること。

3　事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」及び「事業の用に供する施設の概要」の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。

4　「事業の用に供する施設の概要」の欄については、当該施設の構造を明らかにする図面等を添付することでも可能とする。

5　「役員の氏名及び住所」の欄その他の氏名又は名称及び住所の記載を要する各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

6　「標準作業書の記載事項」の欄については、当該標準作業書の全文の写しを添付することでも可能とする。

7　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

＜別紙＞

事業の用に供する施設の概要

１．〇〇営業所

保管場所①　：000㎡　　最大保管量：000台（普通車換算）
保管場所②　：000㎡　　最大保管量：000台（廃車ガラ換算）
解体作業場　：000㎡　　床面コンクリート打設（150㎜）屋根有り
燃料抜取場所：000㎡　　床面コンクリート打設（150㎜）屋根有り
部品保管場所：000㎡　　屋根有り
油水分離槽　：000㎥×2基
ニブラ　　：　1台
運搬車輌　　：　3台（キャリアーカー1台、平ボディ2台）

２．　◇◇営業所

保管場所　　：000㎡　　最大保管量 000台（ラック）高さ00m
解体作業場　：000㎡　　床面コンクリート打設（150㎜）屋根有り
部品保管場所：　00㎡　　屋根有
油水分離槽　：　00㎥　　1基
ニブラ　　：　1台
運搬車輌　　：　2台（平ボディ2台）

３．　△△営業所

解体作業場　：　000㎡　　床面コンクリート打設（150㎜）屋根有り
　　（保管場所兼用、最大保管量00台）
部品保管場所：　000㎡　　屋根有り

欠 格 条 項 不 該 当 誓 約 書

〇〇年〇月〇日

（宛先）松山市長

（郵便番号）〒000-0000
住　　所　**〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号**
氏　　名　**株式会社〇〇〇**
代表取締役　〇〇　〇〇
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号　**000-000-0000**

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成１４年法律第８７号）第６２条第１項第２号に定める下記の欠格条項に該当していないことを誓約します。

記

イ　心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ロ　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者

ハ　この法律、廃棄物処理法、浄化槽法（昭和５８年法律第４３号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。第３２条の３第７項及び第３２条の１１第１項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治４０年法律第４５号）第２０４条、第２０６条、第２０８条、第２０８条の２、第２２２条若しくは第２４７条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正１５年法律第６０号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者

ニ　第６６条（第７２条において読み替えて準用する場合を含む。）、廃棄物処理法第７条の４若しくは第１４条の３の２（廃棄物処理法第１４条の６において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第４１条第２項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から５年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成５年法律第８８号）第１５条の規定による通知があった日前６０日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から５年を経過しないものを含む。）

ホ　その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

ヘ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）

ト　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）がイからヘまでのいずれかに該当するもの

チ　法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからヘまでのいずれかに該当する者のあるもの

リ　法人で暴力団員等がその事業活動を支配するもの

ヌ　個人で政令で定める使用人のうちにイからヘまでのいずれかに該当する者のあるもの

株 主 ・ 出 資 者 等 一 覧 表

１　発行済み株式総数又は出資額の総額（A）
（１）発行済み株式総額：６００株
（２）出 資 額 の 総 額：６０００万円

２　内訳（発行済株式総数又は出資額の総額の５％以上を有する株主又は出資者一覧表 ）

株主又は出資者の氏名・名称（生年月日）	住 所 及 び 本 籍		株式数（B）（出資金額）	（B／A）×１００
○○　○○ (S.25.4.4)	現住所	○○市○○町○丁目○番○号	２００株 (2000 万円)	３３％
	本籍地	○○市○○町○丁目○番○号		
○○　○○ (S.20.10.21)	現住所	○○市○○町○○番地○	１００株 (1000 万円)	１７％
	本籍地	○○市○○町○○番地○		
株式会社△△△ 代表取締役　△△	現住所	○○市○○町○丁目○番○号	１５０株 (1500 万円)	２５％
	本籍地			
有限会社◇◇◇ 代表取締役　◇◇	現住所	○○市○○町○○番地○	１５０株 (1500 万円)	２５％
	本籍地			
	現住所			
	現住所			
	本籍地			
	現住所			
	本籍地			
	現住所			
	本籍地			

株主が法人の場合は、生年月日の代わりに代表者の氏名を記載すること。

株主が法人の場合は、商業登記簿の本店所在地をこの欄に記入すること。
本籍欄は空欄で可。

事業計画書及び収支見積書

○○年○月○日　現在作成

１－１．事業の全体計画（業務を行う時間、従業員数、休業日、扱う車種（乗用車、大型車）を含む。）

別添「標準作業書」「フロー概略図」のとおり （フロー概略図を添付）					
業務時間	8：30 ～ 17：30	従業員数	５人	休業日	土･日･祝日

（注）１　業務時間、従業員数、休業日欄以外は、標準作業書の全文の写しを提出すれば記入を省略できる。

１－２．使用済自動車等の引取実績及び計画

年　　度	●●年度実績（３年前）	▲▲年度実績（２年前）	■■年度実績（１年前）	許可取得後の年 間 計 画
引 取 台 数	５２０台	５６０台	６００台	６００台
主な取引先	○○自動車	○○自動車	○○○ﾓｰﾀｰｽ	○○○ﾓｰﾀｰｽ

１－３．解体実績

年　　度	●●年度実績（３年前）	▲▲年度実績（２年前）	■■年度実績（１年前）
年間処理実績	５００台	５４０台	５８０台
年間稼働日数	２６０日	２６０日	２６０日
平均処理実績	１．９台/日	２．１台/日	２．２台/日

１－４．解体能力

１日当処理能力	稼動予定日数	年間処理能力
２．５台/日	２６０日	６５０台

１－５．保管の状況

使用済自動車		解体自動車	
保管量の上限	100 台 （ 40 台）	保管量の上限	20 台 （ 10 台）
現在保管量	20 台 （ 0 台）	現在保管量	3 台 （ 0 台）

※事業所以外の場所で保管している場合は、その台数を内数で（ ）に記入すること

１－６．年間収支見積書

項目		前年度（■■年）（決算月（３月））		今	
		年度（千円）	（１台当）（円）		
売上高（全体）	ア（総売上収入）	10,000	17,241	10,000	17,241
売上原価	イ（使用済自動車等購入費）	3,000	13,333	3,000	13,333
その他の経費	ウ	0	0		
うち廃棄物処理委託費	エ	0	0		
営業利益		7,000	12,069		
営業外損益		0	0		
経常利益		7,000	12,069	7,000	12,069
使用済自動車等年		600 台	—	600 台	—
使用済自動車等年間処理台数		580 台	—	580 台	—

売上原価以外の１台当りの金額は、全て「使用済自動車等年間処理台数」で割ること。（1 千万円÷580 台）

１台当りの金額は、売上原価のみ「使用済自動車等年間引取台数」で割ること。（3 百万円÷600 台）

売上原価以外の１台当りの金額は、全て「使用済自動車等年間処理台数」で割ること。（7 百万円÷580 台）

（参考）

	前年度末	現　　在
負債総額（年度末残高）	０円	０円

（注）１　「１台当」額は、売上原価は引取台数で、その他は処理台数で割ること。
２　支払利息のみの場合又は支払利息が受取利息より多い場合は、マイナスで計上すること。
３　直前 3 年間の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書並びに今年度の収支見積書（各事業者の決算書様式に今年度の見積額を計上したものなど）を提出すれば記入を省略できる。
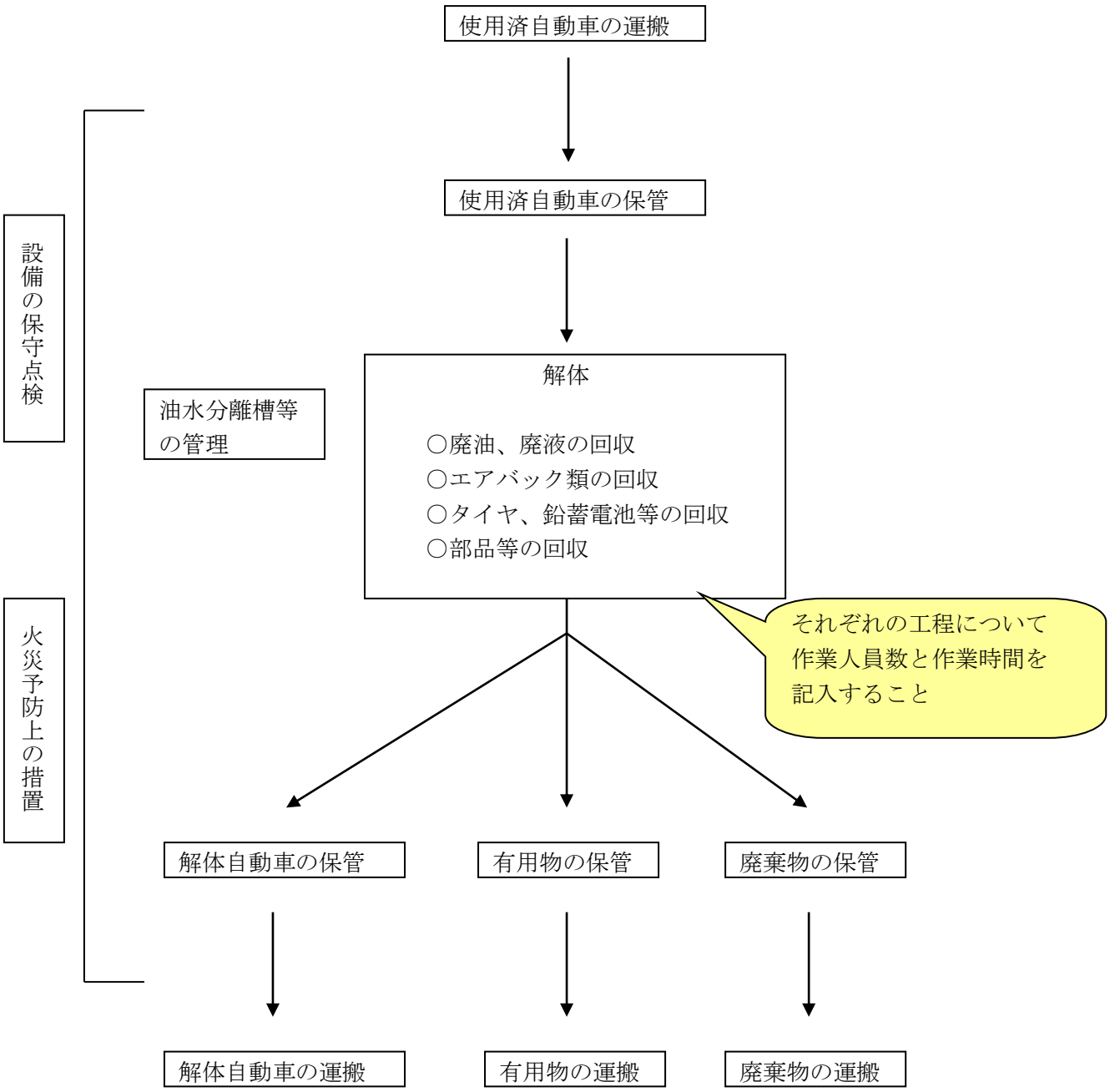
「１－１．事業の全体計画」のフロー概略図